

令和4年第12回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和4年12月7日(水)

午後2時45分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 4年11月17日		
2	招集の期日	令和 4年12月 7日		
3	会 期	令和 4年12月 7日から 令和 4年12月 7日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	3 名		
6	欠席委員氏名	井 上 久 恵 委 員		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	3 件	3 件	0 件	0 件
	計			
	3 件	3 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和4年教育委員会第11回定例会会議録の承認について
議案第1号	令和4年度教育費予算の補正について
協議第1号	令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表について

承認第1号

令和4年教育委員会第11回定例会会議録の承認について

記

署名委員 岩佐雅弘 氏より報告

令和4年12月7日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

令和 4 年度教育費予算の補正について

令和 4 年度教育費予算の補正について、次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

記

別冊のとおり

(令和 4 年 1 2 月 1 5 日開会予定：町議会第 4 回定例会)

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和 4 年度教育費予算の補正について、議会の同意を得ようとするものである。

協議第1号

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表について

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表について、次のように協議する。

記

別紙のとおり

令和4年12月7日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

協議第1号別紙

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表について

1 北海道教育委員会による、町名を明らかにした調査結果の公表への対応

北海道教育委員会が令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領（令和4年4月1日 スポーツ庁次長）（以下「実施要領」という。）「6. 調査結果の取扱い」の「（5）調査結果の取扱いに関する配慮事項」の①「教育委員会及び学校による調査結果の公表」「アの（イ）」の規定に基づき、湧別町教育委員会による調査結果の公表への同意について

（1）対応案

同意とする。

ただし、種目別平均値及び体力合計点平均値の数値は公表しないものとする。

（2）理由

ア 公表に同意する理由

湧別町教育委員会は設置管理者として湧別町立学校の教育活動について、責任と権限を有しており、自らの施策の現状と成果の一つとして全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を様々な角度から一定の数値によりわかりやすく公表し、教育活動の改善を実施していくことは重要であること。湧別町教育委員会は全国体力・運動能力、運動習慣等調査を分析し、教育行政執行方針及び湧別町社会教育推進計画により体力・運動能力向上の方針を示し、スポーツ団体への支援及び講習会・大会等の事業を推進してきたこと。各学校においては学校経営計画に基づき、体力向上の取り組みを行ってきたこと。これらのことから、湧別町教育委員会自らの施策と現状の成果の一つとして全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をわかりやすく公表するとともに、施策の改善に繋げていくことが重要であるため。

イ 種目別平均値及び体力合計点平均値の数値を公表しない理由

種目別平均値及び体力合計点平均値の公表は、序列化や過度な競争の生じる恐れがあるため。

2 湧別町教育委員会による、町名・学校名を明らかにした調査結果の公表

実施要領6. の(5)の①のイによる、湧別町教育委員会が町名及び学校名を明らかにした公表について

(1) 公表案

湧別町全体の結果を公表する。

ただし、学校名を明らかにした公表はしないものとする。

なお、湧別町全体の結果の公表については、北海道教育委員会の公表の形式に準じるものとし、種目別平均値及び体力合計点平均値は公表しないものとする。

(2) 理由

ア 公表する理由

1の(2)のアの公表に同意する理由と同じ。

イ 学校名を明らかにした公表をしない理由

学校名を明らかにした公表は、序列化や過度な競争が生じる恐れがあること。

また、本町には小規模な学校があり、結果の公表が個人の特定に繋がる恐れがあること。

ウ 公表の形式を北海道教育委員会の形式に準じ、種目別平均値及び体力合計点平均値は公表しない理由

種目別平均値及び体力合計点平均値の公表は、序列化や過度な競争の生じる恐れがあるため。

3 学校による、調査結果の公表

実施要領6. の(5)の①のウによる、自校の調査結果の公表について

(1) 公表案

在籍する児童・生徒及びその保護者に対し、各学校が調査結果を報告すること

とする。

(2) 理由

学校は、自らの施策の現状と成果の一つとして全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、教育活動の改善を実施していくことが重要であり、在籍児童生徒及びその保護者に調査結果を報告することは重要であること。在籍児童生徒の保護者のみが報告の対象であるので、調査結果の報告が序列化や過度な競争には繋がらず、小規模校においては、報告の方法を工夫することにより、個人の特長に繋がらないよう配慮が可能であること。